

2) 甲府駅南口周辺地域修景計画

甲府駅南口周辺修景計画の概要は以下の通りである。

■修景の基本理念

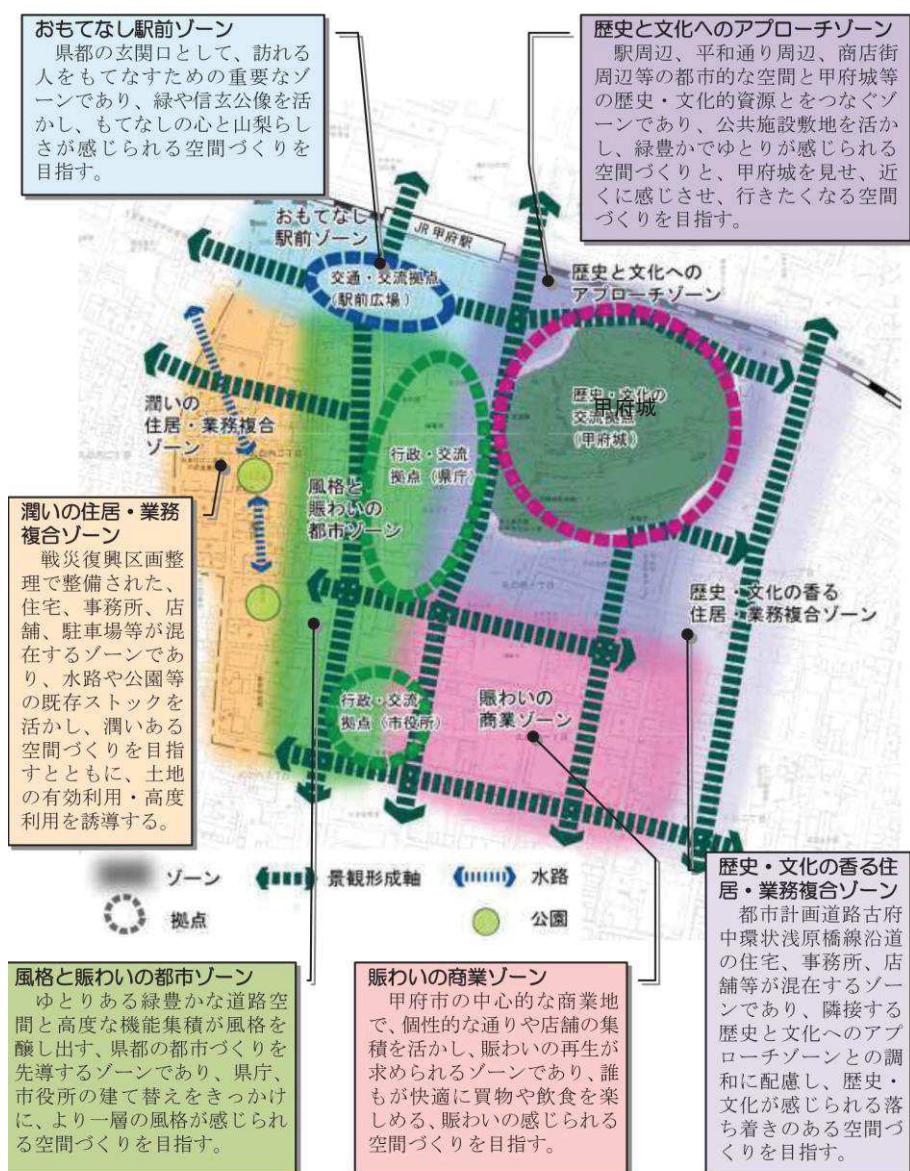
風格ある歴史景観と都市景観が調和した居心地が良い、賑わいのある空間づくり

■修景の基本目標

- 歴史・文化が感じられる空間づくり
- 緑豊かでゆとりが感じられる空間づくり
- 時を超えて賑わい（華）を感じられる空間づくり
- やさしさと強さのある空間づくり

■景観形成の骨格

下図のようなゾーンを設定し、それぞれの特性にあった景観づくりを進めていく



※「甲府駅南口周辺地域修景計画」より

史跡甲府城跡および甲府城周辺地域活性化基本・実施計画の計画対象地域である「歴史と文化へのアプローチゾーン」の景観形成の方向性と取り組みメニューは以下の通りである。

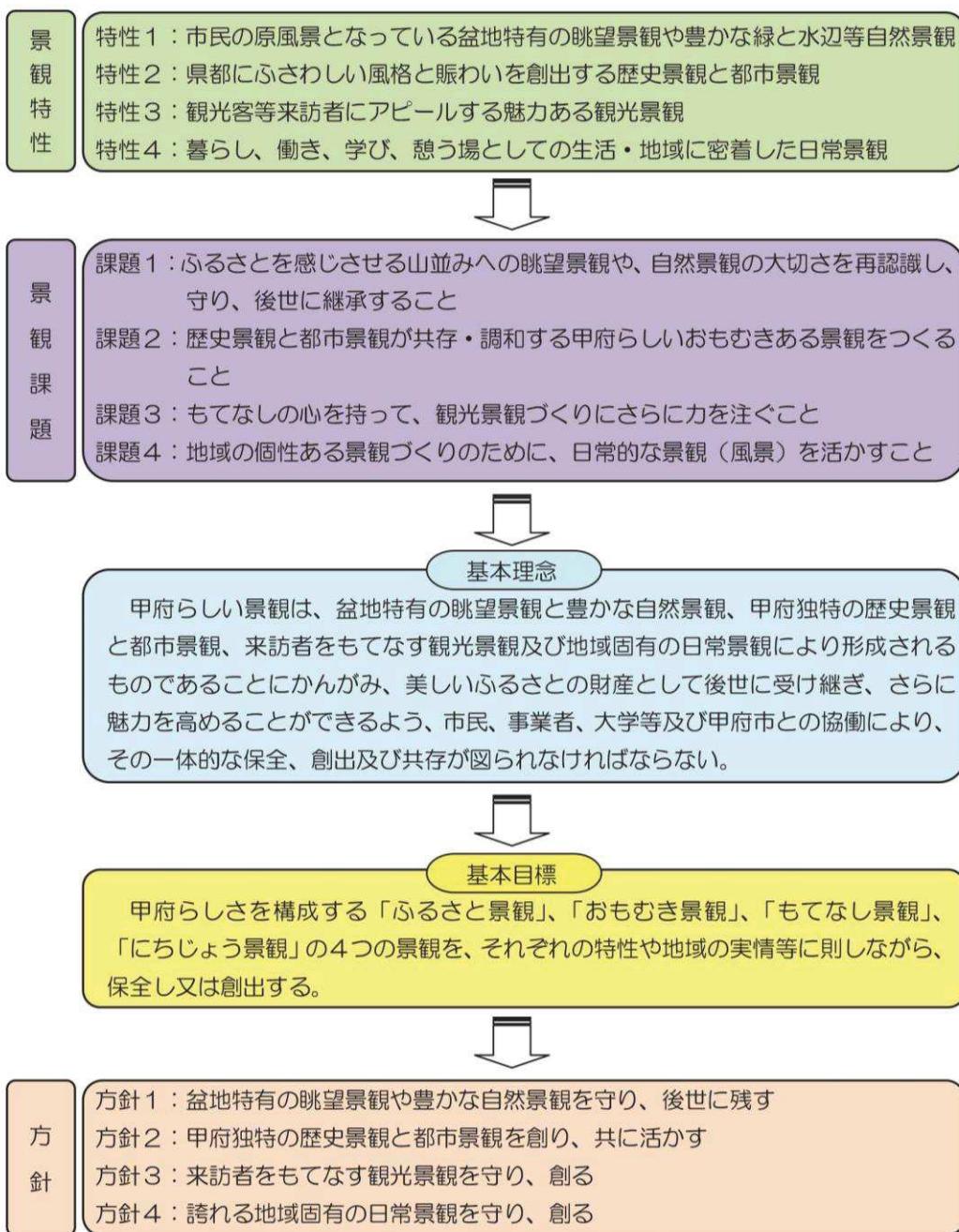
景観形成の方向性
駅周辺、平和通り周辺、商店街周辺等の都市的な空間と甲府城等の歴史・文化的資源とつなぐゾーンであり、公共施設敷地を活かし、緑豊かでゆとりが感じられる空間づくりと、甲府城を見せ、近くに感じさせ、行きたくなる空間づくりを目指す。 甲府城の眺望を妨げる建物等をできる限り減らし、開放的な空間づくりを行うとともに、甲府城周りの回遊性や隣接ゾーンとの連携を高める道路（歩行空間）の充実を図る。 甲府城（舞鶴公園）は風致地区に指定に指定されており、県外からの多くの観光客が立ち寄る観光拠点であり、歴史・文化の交流拠点として、城壁や門等の建造物の保全・修復を進める。 また、訪れる人をもてなすための休憩施設の充実や草花による修景整備に努める。
取り組みメニュー
<ul style="list-style-type: none">・舞鶴通りのリニューアル・県民会館跡地等の甲府城の眺望に配慮した空間づくり・税務署跡地及び周辺敷地の活用・回遊性・周辺ゾーンとの連携を高める道路の整備・充実・甲府城の眺望や景観を阻害する建物の意匠・形態規制の検討・歴史的建造物の保全・復元・観光売店、茶店等の休憩施設の整備・草花による魅力の演出（甲府城百花爛漫プロジェクト）

3) 甲府市景観計画

甲府市景観計画は景観法に基づく法定計画として平成29年（2017）3月に策定された。甲府市全域を景観計画区域と定め、良好な景観形成に向けて緩やかな規制・誘導を行うこととしている。景観規制および誘導については、既に定められている甲府市景観条例や山梨県屋外広告物条例等を運用することを基本に、先導的に景観形成を図るべき地区とする先導的景観形成地区等においては、地区別景観計画で必要に応じてこれに上乗せする形で景観形成基準を設定することとしている。

甲府駅周辺地区は、北口周辺地区は先導的景観形成地区として景観形成基本計画が策定されているが、甲府城跡が位置する甲府駅南口周辺地区については、地区別景観計画で景観形成構想は策定されているが、景観形成基本計画は策定されていない。

甲府市景観計画の概要



※「甲府市景観計画」より転載

甲府駅周辺地区の景観形成構想の内容

地区の概要		県都甲府の玄関口として来訪者を迎える甲府駅や甲府城跡(舞鶴城公園)等の歴史景観、中心市街地としての商業・業務施設、市役所や県庁等の都市景観が混在する景観特性を最大限に活かした、甲府市の顔となる先導的、象徴的な景観づくりを目指す地区である。
景観形成方針		甲府の顔となる景観づくり
方針1	盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観を守り、後世に残す	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府駅から南アルプス等への眺望景観を確保するため、一定の建築物等に対する高さや色彩、あるいは屋外広告物の設置位置等について、適切な景観誘導を検討する。 ○ 甲府城跡風致地区内の建築行為等に景観的誘導を図る。 ○ 地区内から甲府城跡への眺望や、甲府城跡から富士山や北部丘陵部への眺望景観を確保するため、一定の建築物等に対する高さや色彩、あるいは屋外広告物の設置位置等について、適切な景観誘導を検討する。
方針2	甲府独特の歴史景観と都市景観を創り、共に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府城跡及び山梨県庁別館(旧館)については、「景観重要建造物」に指定することを検討し、本市の重要な景観資源として保全に努める。 ○ 甲府市歴史公園周辺の継続的な景観形成を図る。 ○ 本市の新たな顔にふさわしく、かつ歴史景観や眺望景観に配慮した甲府駅北口地区の先導的で魅力的な都市景観形成を図る。 ○ 都市計画道路朝日二丁目愛宕町線及び和戸町山宮島上条線等については、緑化や無電柱化に努めるなど、中心地区にふさわしい快適で風格ある沿道景観形成を図る。 ○ 平和通り沿道に立地する県庁や市役所等の公共施設を中心に、本市の顔となる風格ある都市景観形成を図る。 ○ 官公庁施設が集積する地区特性を活かし、先導的で県都にふさわしい風格ある景観形成を図る。
方針3	来訪者をもてなす観光景観を守り、創る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府駅及びその周辺については、本市の玄関口にふさわしい風格があり、もてなしの拠点にふさわしい景観形成を図る。 ○ JR中央本線及びJR身延線の車窓から眺める山並みへの眺望景観の確保を図り、来訪者をもてなす景観形成に努める。
方針4	誇れる地域固有の日常景観を守り、創る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平和通りについては、「景観重要公共施設」に指定することを検討するとともに、沿道については、本市の都市景観形成上重要な景観軸として、重点的に景観形成を図る。 ○ 中央一丁目、丸の内三丁目、北口一丁目・三丁目など住宅と商業・業務施設等が混在する地区においては、良好な居住環境の確保に配慮し、建築物や屋外広告物等の色彩等に対し、適切な景観誘導に努める。 ○ 地区内に立地する神社仏閣等の歴史資源については、地域の景観的シンボルとしての保全を図る。 ○ 大規模な敷地を有する舞鶴小学校の建築物及び敷地囲障等については、地域の景観的シンボルとしての先導的な景観形成を図る。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ その他、主に良好な「おもむき景観」及び「もてなし景観」を形成するため、建築物・工作物、屋外広告物、駐車場等について適切な景観誘導を図る。

※「甲府市景観計画」より転載

4) その他の関連計画

その他の関連計画として以下の計画の計画があげられる。

① 山梨県の計画

その他の山梨県の計画では、直接的に甲府城跡の保存活用に言及しているものは少ないが、文化財の保存・活用に関連する方針が示されている。

ア 山梨県教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づく、山梨県の教育振興の基本計画である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく山梨県教育大綱との整合を図りつつ、今後の山梨県の教育を推進するための基本指針を示している。

文化財の保存・活用に関連する方針として、基本目標1「生きる力を育む質の高い教育の実現」において、「文化財の適切な保存と継承のための取組」に、文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取り組みを行うことを位置付けている。

イ 山梨県文化芸術推進基本計画

山梨県の文化芸術の振興等に関する基本理念や県の責務、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項等を定める「山梨県文化芸術基本条例」(平成30年制定)に基づき、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

基本方針1「文化芸術が活力を生み出す地域づくり」基本方針2「県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」、基本方針3「山梨の文化芸術を育む人づくり」において文化財の保存・活用に関連する方針を示している。本計画に関連するものとして以下をあげることができる。

○文化財の保存や活用に繋げるため、文化財の公開や展覧会を開催する。

○神社仏閣、歴史的建造物などを活用したまちづくり施策を推進する。

ウ やまなし観光推進計画

おもてなしのやまなし観光振興条例に基づき策定された観光推進計画である。近年、急速に増加している外国人旅行者や、個人旅行化によるニーズの多様化、情報通信技術の著しい進展など、時代とともに変化する社会情勢に的確に対応するため、令和元年度に改定された。

第7章「観光振興戦略について」「1 受入環境の整備」「③地域資源の保全、磨き上げ」において、文化財等の保存・活用について次のように記載している。

○地域の歴史的または文化的意義を有する建物や、美術工芸品、祭り等についてその公開や活用等への支援など、必要な施策を進める。

また「2 地域資源の活用」「④文化・スポーツなどを活用したツーリズムの推進」において、歴史・文化に着目したツーリズムの推進をかけている。

エ 山梨県都市計画マスターplan

山梨県の都市計画の方針を示すことを目的とした計画である。甲府城跡の保存・活用に関連するものとして、第1章「都市づくりの基本方針」において示された以下の方針をあげることができる。

○地域ごとの多様な個性や価値を認識し、県民をはじめ観光客にとっても魅力のある都

市とするため、地域固有の歴史的・文化的遺産を積極的に活用したまちなみの整備、城址や伝統的な風土を有する良好な自然地などを活用した公園づくりや緑地の保全、歴史と文化のみちづくりなど個性豊かな都市づくりを推進する。

オ 美の郷やまなしづくり基本方針

美の郷やまなしづくりは、美しく活力ある県土を後世に引き継ぐための「美しい県土づくりガイドライン」と「山梨の大観」の景観形成の考え方を基に、更に進めて「景観づくり」とともに「環境・文化・風土産業」の活動を合わせた「総合的まちづくり」を、県・市町村・事業者・住民・NPOなどが協働により県土全域で実践していくことを目的に策定された。

文化財の保存・活用関連では、第2章「美の郷やまなしづくりの考え方」において、次のような考え方を示している。

○暮らしに根ざした景観、伝行事、文化財などの地域の「かけがえのない資源や財産」は、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、県民共有の財産として大切に守り、後世に継承していかなければならないため、地域の「かけがえのない資源や財産」を把握し、それらを地域の景観づくりに活用する取り組みが重要となる。

② 甲府市の計画

「第六次甲府市総合計画」、「第二期甲府市総合戦略」や「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT（2020年度版）」等、市の上位計画や総合まちづくり施策の計画において、甲府城跡や武田館跡をはじめする文化財を観光振興や市のブランド力アップ、中心市街地活性化に活用していく方針を示している。

ア 第六次甲府市総合計画（平成28年3月策定）

「第六次甲府市総合計画」は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までのまちづくり指針を示すことを目的に平成28年3月に策定された。

甲府市が目指すべき都市像を「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」と定め、これを実現するための四つの目標と施策を設定している。

第六次甲府市総合計画の基本目標と施策の柱

都市像	基本目標	施策の柱
人・未来創造都市 ・まち ・自然が共生する 甲府	基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）	次代を担う子ども達を育む
		心豊かで輝く人を育む
	基本目標2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）	産業を振興する
		交流と賑わいを創出する
	基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）	安全な暮らしを守る
		健やかな暮らしを支える
	基本目標4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）	豊かな自然と良好な生活環境を確保する
		都市基盤の利便性を高める

「基本目標1」の「心豊かで輝く人を育む」の中の施策「文化・芸術の振興」に、史跡

武田氏館跡の整備事業や甲府城下町遺跡をはじめとした文化財保護事業が位置づけられている。また、「基本目標2」の「交流と賑わいを創出する」の中の施策「観光の振興」には、まつり推進事業として甲府城跡を会場とする「信玄公祭り」や、「小江戸甲府の夏祭り」の振興が位置づけられている。

イ 第二期甲府市総合戦略（令和2年3月策定）

国が令和2（2020）年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したのを受けて、人口減少に歯止めをかけ（2060年目標人口144,500人）、引き続き地方創生の充実に切れ目なく取り組むために令和2年3月に策定された。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5か年を計画期間と定め、第一期の総合戦略で示した「甲府で夢を叶える人材の定着と関係・交流人口の増加」、「甲府を支える地域産業と雇用環境の充実」、「甲府で希望を叶える総合的な子育て・子育ち支援と教育環境の充実」、「甲府の未来をつなぐ良好な生活環境の整備と持続可能なまちづくり」の4つの基本目標を継承しつつ、9つの「施策」（施策1 転入促進・転出抑制、施策2 関係・交流人口の創出、施策3 女性・若者の市内就職の促進、施策4 就業の場の確保・創出、施策5 妊娠・出産支援の充実、施策6 子育て・子育ち支援の充実、施策7 教育環境の充実、施策8 持続可能なまちづくり、施策9 住みやすいまちづくり）とともに、3つの施策横断的な視点（重点的な取組I U I Jターンの促進、重点的な取組II 女性活躍の推進、重点的な取組III 地域産業の振興と雇用の確保）から甲府市の課題解決に資する取組を位置付けている。

甲府城に関連する取組として、基本目標1「甲府で夢を叶える人材の定着と関係・交流人口の増加」施策1「転入促進・転出抑制」のなかに「故郷こうふの学びの推進（地域・歴史探訪、ラーニングスピーチ）」が位置づけられている。

ウ こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT（2020年度版）

市民がふるさと甲府を誇りに思い、将来に夢や希望を持って暮らしていくけるまちづくりを目指して、今後の市政展開において先導的な役割を担う施策を位置づけ重点的、計画的に推進していくための計画。2019年度～2022年度までの4年間を計画期間とし、各取り組みのロードマップを示している。

甲府城跡に関連する施策としては、元気スタイル5「故郷が好きなまち」を創るの「2新たな宝創り」の中に、「歴史を感じられる甲府城エリアの整備」として甲府城跡周辺地域活性化事業が位置づけられている他、「史跡等を巡る「散策ルート」の創出」として、国史跡の武田氏館跡・要害山・甲府城跡を巡る新たな散策ルート創出のための各史跡との周辺の文化財を紹介するマップや説明板のサインを作成し信玄ミュージアムなどを拠点に周遊を促進する仕組みを作ることが位置づけられている。また、同じく元気スタイル5「故郷が好きなまち」を創るの「1 こうふ愛創り」に「故郷こうふの学びの推進」の一つとして、甲府の重層的で多様な歴史・伝統・文化等を再認識する「私の地域・歴史探訪」の取組が位置づけられている。

エ 甲府市中心市街地活性化基本計画（平成26年10月認定、令和2年3月計画満了）

中心市街地の活性化に関する施策を総合的、かつ一体的に推進するため、2020年3月までの5年間の具体的な取組の方向性を示すアクションプラン。策定後も定期フォローアッ

プが行われている。「見て楽しみ、買って楽しめる中心市街地」、「歴史、文化、芸術が薫る中心市街地」、「まちとつながる、人とつながる中心市街地」の三つ目標を設定し、目標達成化に向けて主な事業を位置付けていた。

甲府城跡については「歴史、文化、芸術が薫る中心市街地」の目標達成のための重要な資産と評価されており、甲府城跡等の歴史文化資産と中心商店街との連携による中心市街地回遊のための事業として、「歴史物語観光開発事業」が位置づけられている。

オ 第2次甲府市観光振興基本計画（平成27年3月策定、令和3年3月計画満了）

甲府市の観光を支える、市民、企業、団体、大学、NPO、観光関連業界、甲府市や山梨県などの行政が、互いに情報を共有し施策に取り組むための甲府市の観光振興施策の指針となる計画。「歴史・伝統・文化などを活用した人を惹きつける賑わいのある観光地」と「豊富な地域資源を組み合わせた回遊・滞在型の都市観光ができる観光地」を甲府市が目指すべき観光地像と定め、「開府500年関連事業の展開」と「東京オリンピック・パラリンピックに向けた地域資源の発掘と受皿づくり」を重点方針としている（計画期間は平成27年度～令和2年度）。

甲府城跡については「開府500年関連事業の展開」のなかで、「甲府城跡周辺における快適で安心・安全な歩行空間の整備、案内板の設置」と「甲府城を中心とした東西・南北に伸びる歴史情緒溢れる遊歩道の調査・研究」を柱とするまちなか回遊道路整備事業が位置づけられていた。

現在、「第3次甲府市観光振興基本計画」を策定中である。

（3）甲府城跡を対象とした計画等

1) 甲府城総合調査報告書

甲府城総合調査報告書（昭和44・1969年）は県教育委員会が甲府城のあるべき姿を多角的視点からまとめたものである。その後の甲府城跡の取扱いに大きな方向性を与えたものであることから抜粋する。

I 史跡指定について

史跡を尊重することは、単に懐古主義または復古主義に走り、盲目的に伝統を偏重することではない。それによって、祖先の英知に学ぶことが大切である。指定するということは、城跡の遺構を護り、それが現在以上に破壊されないよう現状維持を図る必要上、一定の地域を画して現状を定め、これを破壊から守るための予防措置であることができる。しかし、その活用上、必要を認める場合は、正確な原拠によって復元措置をとることもあり得るが、これは教育委員会の許可事項である。

II 石垣の修理、復元について

天守曲輪東南側の石垣は、この機会に再工事を施して、原形に復するよう配慮することが必要であり、また天守曲輪南面の石垣は現在はその中腹部に広範囲なゆるみを生じており、すでに見晴らし亭下の一部は、先年崩壊し応急修理を施しているような事実もあることから、すみやかにこれを取り上げなければならないと考える。ただしこの場合、築城当時のおもかけを失わないよう心がけなければならない。

なお、石垣には、築城当時のものも多いが、後代、補修したあともあり、また明治、大正、昭和のものもあって、各時代の石工技術の推移をうかがわせるものがあることも注目に値する。このように特色をもつ石垣も、現状では雑草におおわれ、遠望には雑草木山の感じを与えている。石垣を覆っているのはシンジュ、ツタなどが多いが、特にシンジュは繁殖力が旺盛であって、美観を損なうばかりでなく、石垣の基部を破壊する危険がある。よって、これを絶滅し、石垣の維持を図るべきであると考える。

III 現存する建造物の措置について

甲府城跡を史跡として保存し、また公園として広く県民の利用に供する場所とするためには、現存する無関係な建造物は、将来できる限り他へ移転することがのぞましい。

移転はこれを実現し得るものから実施することが望ましく思われるのであるが、何よりも史跡指定を契機としての大原則を打ち立てることが必要であろう。公園施設は、すべてにわたつて無料開放することが建前であって、これを裏返せばすべての施設は特定のもののためにあるのではなく、何人にも自由に利用できるものでなければならない。

IV 記念碑・頌徳碑について

公園各所に散在する記念碑・頌徳碑についても、この際改めて吟味を加え、その位置の適切なものは存置し、修景上、または防災上必要と認めるものに対しては補修、移転、集結などの措置をとることが必要である。

V 内堀整備について

甲府城跡に唯一残存する遊亀橋南面の内堀を整備して清水を通じるよう望みたい。

利用については、ボートはともかく、美観を損するような釣り堀その他の民間施設は規制し、北岸道路を逍遙するにふさわしいものにするよう工夫されるよう望む。

VI 天守閣復元論について

最後に、依然として一部にくすぶる天守閣ないし新造論は、かつて甲府城が史跡未指定の野放し存在の頃とちがい、史跡指定された現在においては、この際参考までに所見を述べておきたい。

甲府城には、天守閣はなかった。したがって、城跡を史跡として把握する以上、史実をよそにすることは許されるべくもなく、もともと天守閣のなかったところに復元のありようはなく、まして新造なら尚更のことである。

2) 舞鶴城公園整備計画

舞鶴城整備計画は平成1（1988）年に山梨県土木部が作成し、これに基づいて平成2（1989）年度から平成15（2003）年度まで整備事業が実施された。計画に示された整備方針は以下の通りであり、現在の甲府城跡はこの整備事業終了後のすがたとなっている。

① 甲府城総合調査報告書を踏まえた方針

I 史跡指定について

史跡の保存を第一義とし、公園環境を整えるための電気、排水等の埋設物は最低限に止め、石垣、階段等を整備し、歴史を理解するための補助となるべく、門、櫓は最小限復元するようにした。

II 石垣の修理、復元について
石垣については、現況調査を行うとともに、専門家にアドバイスをいただき修復箇所の指摘をうけた。併せて石積技法についても考察をいただいた。 →甲府城跡調査検討委員会および石垣専門部会を設置し、指導・助言を受けながら伝統技術のもとに修理事業を実施
III 現存する建造物の措置について
各々の建造物について現存のままとするもの、他の目的に利用するもの、建て替えるもの、園内移転するもの、園外移転するもの、長期的と考えざるを得ないが撤去するもの等の区分行つた。
IV 記念碑・頌徳碑について
建造物と同様の区分を行い、建立者の理解を得た上で処遇した
V 内堀整備について
地下水を利用することと併せて、紫外線照射循環濾過による水質浄化の複合により、堀の水の浄化を図る。
VI 天守閣復元論について
絵図資料にみられる門、櫓の復元に止める。

② 各ゾーンの整備方針

○Aゾーン（天守台、本丸、天守曲輪、帶曲輪）

- ・歴史・シンボルゾーンとして本丸諸施設の復元を検討する。
→城門、本丸櫓等で復元可能なもの。（鉄門を復元整備）
- ・本丸跡は植栽を整理し、開放的な空間にする。
- ・由来の解説や昔の絵図等、展示板の設置を行う。
- ・天守台の展望休憩舎の改築。
- ・展望を妨げる樹木（ヒマラヤスギ等）を除去する。
- ・便所、売店の改築・撤去を検討する。
- ・天守曲輪部の石畳の道を整備する。

○Bゾーン（鍛冶曲輪、南側堀跡）

- ・憩いと集いのゾーンとして、明るく開放的な広場とする。
- ・恩賜記念館内一部を城跡資料館として一般に開放する方向で占有者と協議する。
- ・噴水、花時計を撤去する。
- ・ベンチ、時計、案内板等の施設を改修する。
- ・公園事務所を改築する。

○Cゾーン（稻荷曲輪）

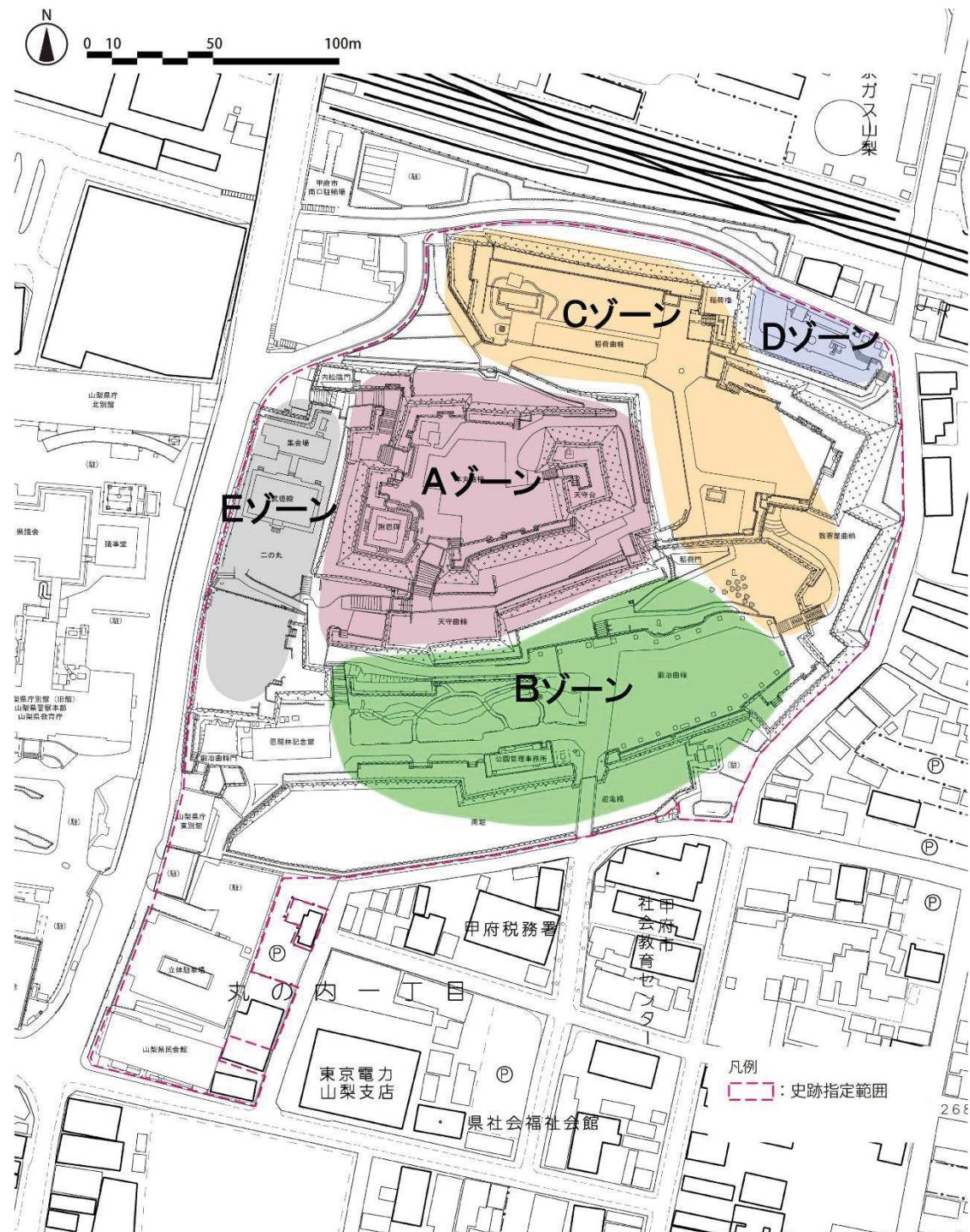
- ・多様な石垣の形態を表出す。
- ・青少年科学センターは屋外展示場、遊園地ともに現状では存置するが将来改築の時は転出の方向で検討する。（現在は移転が完了している）
- ・青少年センター前の園路の整備と花木の整備を行う。
- ・便所の改修を行う。

○Dゾーン（北側堀跡）

- ・スポーツ、遊びのゾーンとして整備する。
- ・小広場は子供の遊び場として整備する。

○Eゾーン（二の丸）

- ・武徳殿は、県民への開放を促進する。
- ・武徳殿横に園路を整備する。



舞鶴城公園整備計画ゾーニング図

3) 県指定史跡甲府城跡保存活用等調査報告書

「県指定史跡甲府城跡保存活用等調査報告書」は甲府城跡の天守閣復元の可能性を探るために行った絵図、古文書、古写真、発掘調査成果の調査結果を総合的にまとめたものである。

報告書内で甲府城跡の保存活用の方針についても、県指定史跡外の旧城域（内城内）は可能な限り史跡に追加指定して保存を進めるとともに、観光資源・歴史教材として積極的な活用を図ることが基本方針として示され、そのための措置として適切な保存管理計画を早急に策定することが提言されている。また、舞鶴城公園・北口歴史広場・愛宕山石切場は、将来的な維持管理、整備活用を考えて国史跡としての指定を早急に受けられるよう、関係機関との協議を進めることが提言されている。

また、附編においては、調査成果を踏まえた甲府城跡の価値、構成要素、今後の保存管理に向けた指針が示され、本保存活用計画の先行的な検討が成されている。

3. 関係法令

(1) 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）

甲府城跡は、文化財保護法第 109 条の規定により史跡に指定されている。史跡指定地内には文化財保護法によって「史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第 125 条）」範囲となっている。

(2) 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号）

史跡指定地とほぼ重複する範囲が舞鶴城公園として都市公園区域となっている。施設の設置等にあたっては設置基準に従う必要がある（史跡の保存に関するものについては例外規定が認められる）。また、公園内で行為を行う場合は、都市公園法の規定による必要がある。

(3) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）

史跡指定地全体が甲府市都市計画区域となっており、また、都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により甲府城跡（5.5ha）として風致地区に指定されている（昭和 15 年 5 月 31 日指定）。

風致地区は、良好な自然環境を維持し、調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るために指定が成されており、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は一定の規制がある。

(4) 景観法（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）

史跡指定地全体は甲府市により景観法による景観計画区域になっており、甲府市景観条例（平成 21 年 4 月制定）によって、景観に影響を与える届け出を要する行為については届け出が必要となっている。

(5) 山梨県文化財保護条例（昭和 31 年 4 月 9 日 山梨県条例第 29 号）

山梨県文化財保護条例は、文化財保護法 109 条の規定により指定を受けた文化財（国の指定文化財）以外の文化財で、山梨県内に所在するもののうち、県にとって重要なもの及び文化財保護法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じることを目的に制定された。

史跡指定地以外の周知の埋蔵文化財包蔵地甲府城跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地甲府城下町遺跡はこの条例の適用を受ける。

(6) 甲府市風致地区条例（平成 16 年 3 月 25 日 甲府市条例第 4 号）

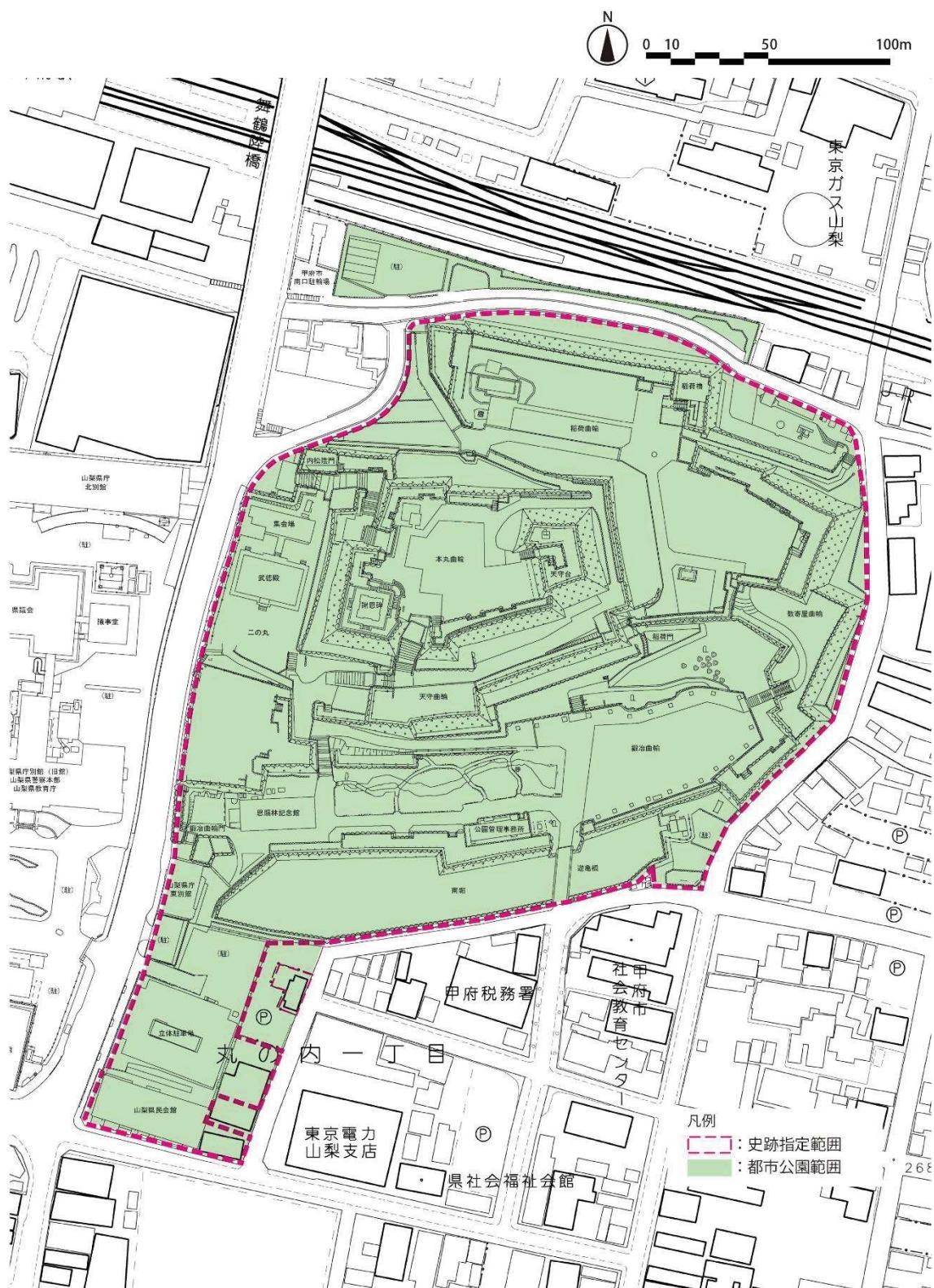
甲府市風致地区条例は、都市計画において定められた風致地区(面積が 10 ヘクタール以上で 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。)について都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 58 条第 1 項及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和 44 年政令第 317 号)の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めることを目的に制定された。

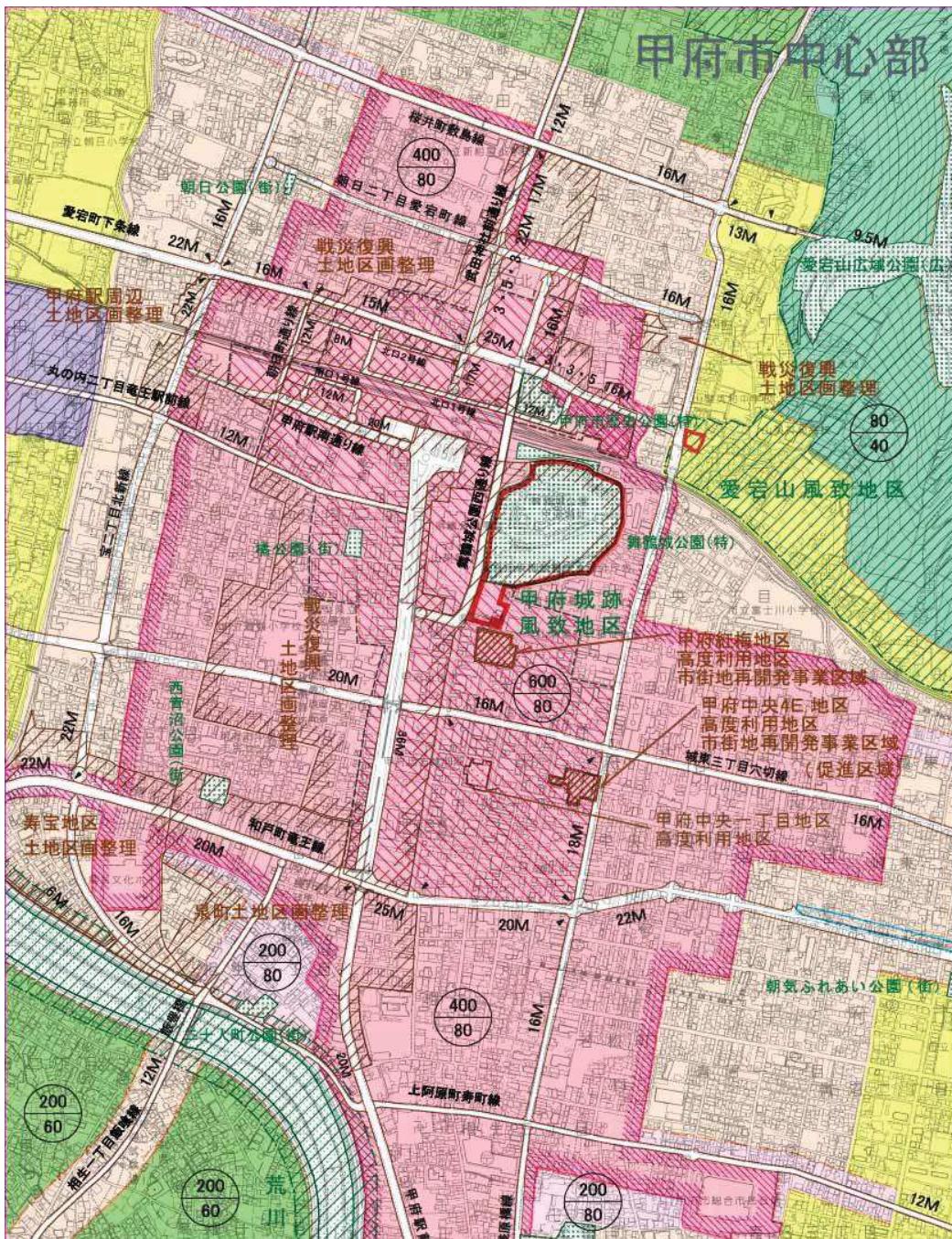
風致地区内で「(甲府市長の) 許可を要する行為」、「適用除外」、「許可の基準」、「許可事項の表示」、「行為の完了の届出」、「監督処分」、「委任」、「罰則」について定めている。許可を要する行為として次の行為が挙げられている。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)の堆積

(7) 山梨県風致地区条例（昭和 45 年 4 月 1 日 山梨県条例第 26 号）

山梨県風致地区条例は、都市計画において定められた風致地区的風致を維持するため必要な事項を定めることを目的に制定された。その規定の内容は前述した甲府市風致地区条例と同様であるが、対象とする風致地区的面積が 10ha 以上(2 以上の市町村の区域にわたるものに限る)となっている。ただし、現在山梨県風致地区条例を適用する風致地区は存在しない。





用途地域 <small>（新規地図表示）</small> 域	第1種低層住居専用地域	(50) (40)
	第2種低層住居専用地域	(100) (80)
	第1種中高層住居専用地域	(100) (40) (100) (80)
	第2種中高層住居専用地域	(200) (80)
	第1種住居地域	(200) (80)
	第2種住居地域	(200) (80)
	準住居地域	(200) (80)
	近隣商業地域	(200) (80) (300) (80)
	商業地域	(400) (80) (400) (80)
	準工業地域	(200) (80)
	工業用地域	(200) (80)
	工業専用地域	(200) (80)

甲府市中心部都市計画図

甲府市景観条例に基づく届け出を要する行為の種類と対象

	行為の種類	届出の対象	届出の規模	
建築物	新築、増改築(床面積が10 m ² を超えるもの)、移転、外観の修繕、模様替又は色彩の変更(当該行為に係る部分の面積の合計10 m ² を超えるもの)	①都市計画法に規定する商業地域、甲府駅北口周辺地区は除く	高さ31m又は建築面積2,000 m ² を超えるもの	
		②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域、甲府駅北口周辺地区(商業地域)	高さ20m又は建築面積1,500 m ² を超えるもの	
		③中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨学院大学周辺地区、甲府駅北口周辺地区(商業地域を除く)、山梨英和大学周辺地区	高さ10m又は建築面積200 m ² を超えるもの	
		④上記①～③以外の地域	高さ15m又は建築面積1,000 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の修繕、模様替又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽彫像の類	高さ15mを超えるもの	
		②垣、さく、塀の類 (建築物に附属するものを除く)	①(1)武田神社及び山梨大学周辺地区、甲府駅北口周辺地区、山梨英和大学周辺地区 ②(2)上記(1)以外の地域	高さ1.2mを超えるもの 高さ3mを超えるもの
		③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ15m又は建築面積1,000 m ² を超えるもの	
		④電柱、送電鉄塔、アンテナの類	高さ20mを超えるもの	
		⑤太陽光・風力発電設備の類	①(1)中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨学院大学周辺地区、甲府駅北口周辺地区、山梨英和大学周辺地区 ②(2)上記(1)以外の地域	高さ15m又はパネルの合計面積500 m ² を超えるもの 高さ15m又はパネルの合計面積1,000 m ² を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発区域の面積が10,000 m ² を超えるもの		
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積が1,000 m ² を超えるもの		

第6節 計画の実施

本計画は、令和2年●月●日をもって発効するものとする。これに伴い、史跡指定地に係る土地所有者や地元住民および関係機関等へは計画の周知に努めるものとする。